

JR総連と共に闘うJR九州ユニオン平野幸敏さん

「組合員権停止処分無効確認」裁判完全勝利！！

100名の仲間が結集し「平野君裁判報告集会」を開催

5月20日、福岡高等裁判所は、平野幸敏さんがJR九州ユニオン小椿委員長を「権利停止処分無効確認」で訴えていた事件で、控訴を「棄却」し、「控訴費用は控訴人負担とする」判決を下しました。「JR総連に民主主義はない」と批判して、JR総連脱退した小椿委員長自らが、組合員を騙し「非民主主義」の組織運営を行っていたことが社会的に明らかになったのです。

JR九州ユニオンは、2006年7月7日の本部大会でJR総連脱退を決定しました。そして総連脱退に反対した平野さんに対して、「組合員権停止処分」としたのです。平野さんは「地位保全」の仮処分申立てを行い「和解」が成立しました。

しかし2007年2月3日、JR九州ユニオンは臨時大会で、5項目の理由をデッチ上げ、またもや平野さんを退職後にもわたる期間の「組合員停止処分2年6ヶ月」を決定したのです。そのため平野さんは、福岡地方裁判所に「権利停止処分無効確認」で提訴し第一審で勝利していました。小椿委員長は、福岡高裁に不服として控訴しましたが「棄却」の判決が下され、平野さんが完全勝利したのです。

判決後、支援する会による「5.20平野君裁判報告集会」が全国の仲間を結集して開催されました。平野さんは「支援する会、みなさんのおかげで勝利できた、JR総連への結集に向けて闘う」と決意が語られました。



JR九州ユニオン小椿委員長は直ちに平野さんに謝罪しろ！
組合員を騙し続けるのはやめろ！ 反JR総連の姿勢を撤回しろ！